

# 介護保険の導入に対応する社協活動の課題

平成7年12月1日

全国社会福祉協議会 地域福祉部

介護保険制度の課題	市区町村社協における事業・活動上の課題	人材確保・養成等の課題	広域社協(県社協)の課題
I 国民の理解と参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護への国民の理解, 参加の促進 (介護問題を自らの課題とできるよう取り組む)</li> <li>○社会的介護システム(介護保険制度)への理解</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス計画, 基盤整備</li> <li>○保険給付サービスの開発や改善, 普及</li> </ul>
II 要介護認定	<p>【要介護認定機関の設置】(福祉・保健・医療三分野代表で構成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「認定機関」への「福祉代表」の参加               <ul style="list-style-type: none"> <li>—社協は, 施設・在宅福祉関係者代表で構成。「客観性」をもっている。</li> <li>—在宅介護の実績, 専門資格を有する社協職員の配置が課題。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社協職員のなかでの社会福祉士, 介護福祉士等の国家資格取得を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○アセスメント手法の研修</li> </ul>
III ケアマネジメント機関・サービス調整	<p>【ケアマネジメント機関の設置】(福祉・保健・医療のチームで)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「在宅介護支援センター」運営によるケア・マネジメントの実績づくりが重要。               <ul style="list-style-type: none"> <li>—社協が受託運営する「支援センター」は現在120か所。</li> <li>—介護支援センター受託運営の要件は, ホームヘルプサービスとデイサービスセンターの実施。(デイセンターを運営している780余の社協は, 受託が可能)</li> </ul> </li> <li>○ホームヘルプ事業, デイセンターのコーディネーター担当職員等の在宅福祉の総合的なケア・マネジメントの実績づくりを。</li> <li>○「ふれあいのまちづくり事業」では, 地域福祉活動コーディネーターが総合相談, 問題解決のためのマネジメントで実績を積んでいる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>—必要なケースの掘り起こし(ニーズ・キャッチシステム)</li> <li>—高齢者問題だけでなく障害者・児童問題, 複合した問題等への取り組み, 介護以外の各種サービスの開発・普及</li> <li>—インフォーマルなサービス・活動との連携等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護支援センターの専任職員のケア・マネジメント能力のアップが課題</li> </ul> <p style="text-align: center;">□</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>そのケア・マネジメントの専門性を, ホームヘルプ事業等のコーディネーターにも広げる努力が必要。 (各社協における研修全国研修等を通じ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ケア計画策定等ケア・マネジメントの知識研修</li> <li>○サービスの調整</li> <li>○「利用者との契約」のシステムに対応した新しい課題への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>—利用者からの苦情処理や, 利用者(消費者)保護のしごと</li> <li>—利用者の権利擁護。</li> <li>—サービスの質の管理</li> <li>—サービス評価事業の実施。</li> </ul> </li> </ul>

IV介護サービスの提供	<p>【介護保険対象サービスの提供】</p> <p>○保険者から認定を受けた「サービス提供機関」が実施。          —ホームヘルプサービスは、介護型ヘルプ・サービス（早朝・夜間・休日サービス、スポット・サービス）が課題。          —住宅改造（リフォーム・ヘルパー）、福祉機器提供等は、介護型ホームヘルプサービスとの連携が重要。          —デイサービスセンターは、利用対象者を明確にして要介護者向けの運営内容の拡充（利用回数が増等）を図るとともに、小地域、身近なところで数多くのセンター設置（サテライト・タイプ）が課題。社協として、小規模デイ（D型利用定員5名）の受託運営が可能となっている。          —他の在宅介護サービスは、移送サービス、訪問型の入浴サービスの実施も重要。          —訪問看護ステーションは、医師会と提携した社協運営を。</p>	<p>○「サービス提供機関」としての認定を受けるため、介護専門職員配置の実績づくりが急がれる。          ○介護型ホームヘルパーは、「2級課程」以上を修了すること。          ○在宅福祉事業の運営管理者（主任者）の配置と実績づくりが急がれる。</p>	<p>○経営能力を高めるための経営指導等、在宅福祉事業経営指導事業の実施等が課題          —効率的運営へと改善し付加価値をつける努力（当事者性等）          —経営基盤形成のための指導援助</p> <p>○労働条件管理、業務体制の確立への支援の強化（早朝・夜間勤務、フレックス、非常勤職員管理等）</p> <p>○サービス・活動の開発など、ニーズ指向での取り組みを支援</p>
	<p>【介護保険対象外のサービスの提供】</p> <p>○一般財源による法定サービスが重要。介護保険は、すべてのサービスを網羅するわけではない。介護保険対象外で市町村行政が責任をもつサービスは今後とも重要。社協は、その実施について実績をもっている。          ○法定外のサービス・活動として、社協自主事業。家事、食事、介護、移送、ふれあいいきいきサロン等の住民参加型サービス</p>	<p>○社協自主事業、住民参加型サービスを担うコーディネーター等の養成・配置の課題</p>	<p>・福祉NPOの支援</p>
V日常生活支援・予防増進活動	<p>【要介護認定を受けた高齢者の日常生活支援】</p> <p>○住民の小地域福祉活動（小地域での仲間づくり／地域での見守り支えるネットワーク／近隣のたすけあい活動）          ○地域でのケアチーム型のボランティア活動</p>	<p>○ボランティア・コーディネーターとボランティア・アドバイザーの養成・配置</p>	<p>○ボランティアセンター相互のネットワーク          ○小地域活動への支援強化</p>
	<p>【要介護の状態にならないよう予防・健康増進の活動】</p> <p>○高齢者のボランティア活動、老人クラブ活動          ○介護者の会の活動、小地域での高齢者・介護者・住民交流活動          ○住宅改造・福祉機器に関する情報提供や改造・機器活用の相談</p>	<p>○各分野の専門職等をアドバイザー等として社協活動への参加を得る</p>	<p>○保健分野の専門職との連携          ○福祉機器の情報提供等          ○介護者の会等組織化援助</p>